

新潟県公民館月報

昭和34年7月1日(毎月1回)1日発行
 発行所 新潟県公民館連絡協議会
 (新潟市奇居町・越後自治会館)
 発行人 丸山直一郎
 (定価 一部六円)
 七月号 (77号)

公民館の起債問題解決す

補助額 百万円 以上

公民館の起債問題の起債については、かねてから全公債をはじめ全公民館関係者が、しばしば陳情を繰り返して来たところであるが、文部省当局でも自治庁および大蔵省と再三にわたって交渉を重ねた結果、このほどようやく関係各會の了解を得ることができた。

すなわち公民館関係の起債は、国庫補助百万円以上のものについては、除認可されることになり、六月三日付で自治事務次官から都道府県知事あて通達された。

この取扱について、文部省では「過去十年來実現しなかった起債の獲得はこの機会を以ては見込がたがただったこと、本年度の予めにも、助となること、などの偏見から考へると補助額百万円とす点から要請にふみきった模様で、このことは嬉しいが、公民館建設の本年度は未整市町村のうち、公民館補助はこの程度を必要とすること、起債建設の他の事業は優先して行うこととして補助額を百万円とするものをならし、ごく少数の市町村に百万円の補助金を交付して起債化する予定である。」

昭和三十四年度

新潟県社会教育の基本方針

この「基本方針」は、時代の進歩、社会人としての国民教育育成、展と国の社会教育施策に順応して、産業人としての資質向上等を県の特色といたして、本年県社会教育の重点として取り上げる事項を用うるに当たっての基本的なものである。

一、社会教育行政組織の整備をはかる。

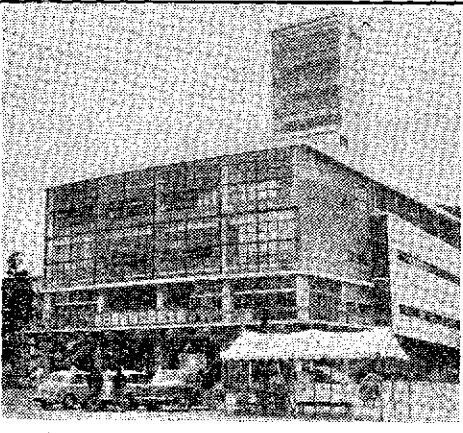
二、指導者の充実はかかる。

三、指導者の充実はかかる。

四、自主的な学習活動を促進する。

五、へき地の社会教育の振興をはかる。

六、市町村の社会教育指導者間に



第八回全国大会終る

社教法制定十周年と法改正を記念して、第八回全国公民館大会は六月十七日より三日間、小松市の誇る中央公民館で閉幕された。沖繩からの参加者もふくめて総勢三千名、小松市をはじめ以来の大会ということでさすがの新築公民館も座席がたりず大騒ぎという一幕もあった。本県からは丸山会長以下六十余名が参加、とくに丸山会長は大会議長として明快な手腕を発揮し、また新井市の内山義文氏は全国四十名の功労者の一人として全国表彰に輝いた。【写真は大会会場となった小松市中央公民館】

公民館の起債問題解決す.....	P1
昭和三十四年度新潟県社会教育の基本方針.....	P1
社教法改正概要、局長通達等.....	P3
社会教育の改正今後の公民館のあり方.....	P6
困窮打破はこうして行われた.....	P7
図書消耗性.....	P8

大綱に示されている社会教育の施策目標によって、本年度社会教育の重点として取り上げる事項を用うるに当たっての基本的なものである。

一、社会教育行政組織の整備をはかる。

二、指導者の充実はかかる。

三、指導者の充実はかかる。

四、自主的な学習活動を促進する。

五、へき地の社会教育の振興をはかる。

六、市町村の社会教育指導者間に

一、社会教育行政組織の整備をはかる。

二、指導者の充実はかかる。

三、指導者の充実はかかる。

四、自主的な学習活動を促進する。

五、へき地の社会教育の振興をはかる。

六、市町村の社会教育指導者間に

（一）市町村教育委員、教育長、社会教育委員を対象に、社会教育行政事務の内容を社会教育関係者にあらゆる機会を通じて周知する努力を怠らぬ。

（二）市町村教育委員、教育長、社会教育委員を対象に、社会教育行政事務の内容を社会教育関係者にあらゆる機会を通じて周知する努力を怠らぬ。

（三）市町村教育委員、教育長、社会教育委員を対象に、社会教育行政事務の内容を社会教育関係者にあらゆる機会を通じて周知する努力を怠らぬ。

（四）市町村教育委員、教育長、社会教育委員を対象に、社会教育行政事務の内容を社会教育関係者にあらゆる機会を通じて周知する努力を怠らぬ。

（五）市町村教育委員、教育長、社会教育委員を対象に、社会教育行政事務の内容を社会教育関係者にあらゆる機会を通じて周知する努力を怠らぬ。

（六）市町村教育委員、教育長、社会教育委員を対象に、社会教育行政事務の内容を社会教育関係者にあらゆる機会を通じて周知する努力を怠らぬ。

社教改正法

次官、局長通達くる

六月号に紹介した法律、省令、告示について、次官通達、局長通達、全文を掲載し、参考に供します。

文社社第一〇二号
昭和三十四年四月三〇日
都道府県知事

都道府県教育委員会
文部省社会教育局長
福田 繁 印

社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う市町村の社会教育主事の設置について(通達)

このたび昭和三十四年四月三〇日付で社会教育法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第一五八号、以下「改正法」といふ)および社会教育法施行令等の一部を改正する政令(昭和三十四年政令第一五七号、以下「改正政令」といふ)が施行になり、市町村における社会教育を振興するため、市にあっては、社会教育主事および社会教育主事補を、町村にあっては、社会教育主事を設置することになりました。これらの職員の設置については、改正法附則又は改正政令附則により、市および人口一万人以上の町村にあっては昭和三十七年三月三十一日まで、人口一万人以上一萬五千未満の町村にあっては昭和三十八年三月三十一日まで、人口

を改正する法律、昭和三十四年法律

一万余の町村にあっては当分の第一五八号)が第三回国会(通常会)において成立し、四月三〇日公布、即日施行されました。また、この法律の制定に伴い、社会教育法施行令等の一部を改正する政令等が同日付で、それぞれ公布施行されました。

改正法合の意図する社会教育の充実を図るためには、都道府県、市町村の関係諸機関が改正法を適正に運用することが必要であると考えます。

なお、地方交付税法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律九七号)により市町村分の「その他の教育費」に係る単位数用を改め、標準団体たる人口一〇万の市について推定されている公民館職員を従来の四人から五人に増員して精算することとされております。おいて、本通達については、自治庁と協議済みであります。

文社社第二八三三号
昭和三十四年四月三〇日
各都道府県教育委員会
文部事務次官
福田 清助 印

これらの職員が市町村に必置とされた職員に比べて、短期間内においてでもできる限りすみやかに配置することが望ましいので、貴委員会におかれては、そのこととを市町村に指導、助言し、その早期実現を期された。

(2)資格
本法第九條の四第四号の規定による社会教育主事の資格の認定にあつては、概ね次の基準によつて実施された。

(1)法社三條の規定が改正され、社会教育関係団体に対する補助金の支出の禁止が解除された。従つて今後は社会教育関係団体の行う事業のうち、憲法第九條の規定に抵触しないものについては補助金を支出することができるとなつた。

即ち、憲法第九條にいう教育の事業(別紙昭和三年法附則第一條第八号参照)については公金の支出が禁じられており、社会教育関係団体の事業のうちこれに該当する事業については補助金を支出することができないので、このこと十分に留意するとともに、事業の補助を行う場合は当該団体の目的、事業を助成し、また本法第二條の規定の趣旨を尊重して慎重な配慮の下にこれを行うようになされた。

(1)法社三條の規定が改正され、社会教育関係団体に対する補助金の支出の禁止が解除された。従つて今後は社会教育関係団体の行う事業のうち、憲法第九條の規定に抵触しないものについては補助金を支出することができるとなつた。



「改正社会教育法を中心にした公民館のあり方を研究し、いっそう地域の社会教育活動に寄与する」といふ趣旨のもとで、去る五月二十六日(土)二日間、新潟市清水町において、新潟地区公民館長会議及び公民館職員研修会が開かれた。以下は当日の講師、樋上亮一氏の講演要旨である。

五つの問題

全公連の事務局長で講師としてお見えですが、皆さんの希望はどうか、私にもっとも公民館の内外で、ありまして、現在は民間人という立場から、このたびの社会教育法に対しては、かなりの自由なこともいわれるというわけですが、きまの議題は「社会教育法」と今後の公民館のあり方ということですが、私は主として次の五つの問題を提起して、皆さんの

一、権利の問題。二、基準の問題。三、運営審議会の問題。四、分館の問題。五、補助の問題であります。

今度の改正は、パンを求めて石をあたえられたような感じの改正法だといわれていますが、いままでは長年の関係者の努力で、あつていられたことのない法であつたことも事実のようです。しかし立場を交えれば、そうでもない点もある最少限度の主事の必置制が実現しなかつたことは残念ですが、すなわち、第二七条が問題であつた訳です。「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置く」とが「主事」とあるが、この主事という言葉が、もう三字上につけられれば文句はなかつたのであります(笑聲)それにしたても、主事の字が入つたことは成功だと誇えています。要は運用の問題です。館長は必置制になっていますが、現実にはほとんどが兼務者の館長です。これは意味がないのです。必置

法の妙味

主事を置くという、理事者の理解を得ることが必要と存じます。しかしながら、法令の実施者がよくなければ、主事の館長や主事がいかにいたしても、内容ともなわぬものでは意味がありません。如何に運用するかによつて法の妙味を利用することが大切だと感じます。それで我田引水のように、もっとも全公連を強力なものにしなければならぬと思つております。

社会教育法の改正と今後の公民館のあり方

全公連事務局長 樋上亮一氏

私の知っている文部省の係官にこの公民館主事の問題について聞いてみましたところ、これは、主として財政上の問題で実施できなかつたのだといふことと、主事とあるが、この主事という言葉が、もう三字上につけられれば文部省の方針であるといふことと、

事はいわば内閣関係ともいふべき名前であったのですが、これは正式の妻になつたというわけですが、(笑聲)それで今後当然、待遇と身分の保障という問題が生れてくるのですが、これは大いなる問題だと思います。今後はさらに、第七七条のなかにも公民館主事を明確に記入するよう運動していくことが大切だと思います。当原のうちに、活発なものは問題はないのですが、今後全国的に見た場合、カンパ公民館といわれているところでは、たんにだんを没していくのではないかと懸念されます。これらのものに対して

部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営に必要の基準を定めるものとす。とあるこの基準とはどの程度のものであります。六月末に通告される予定の文部省令より察知すれば、最低の基準が示されてはいるに過ぎません。公民館の規模は最低一〇坪とされたならば、一五〇坪のものを造ることが望ましいのであります。職員は二名とされるらしいのですが、これはあくまで最低であるといふことが、理事者側に徹底させることが大切であると思つて、これに關して分館の問題があります。分

これは、二以上の運営審議会がある場合は一つにすることができるといふ意味がともなわれるので、「一館一つが原則である」という前提を述べたいと思つて、併せて「第二七条」もそう読むとよいと思つて、原則を心得ている。特別外を考へる必要がありま。

「もう一度改正を」次に分館の問題で「第二十一条の三」にむかひ分館を認めていますが、分館の複雑性や、市町村の条例でまかなわれる点などから今後の活動に非常な大きな問題となつてゐると思われま。

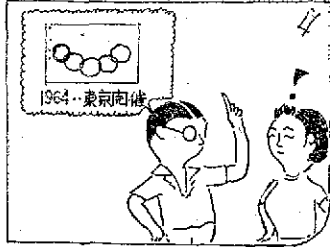
「理事者の理解」いままでの公民館職員の実態は、五割弱でありましたが、この石を玉にしなければならぬと思つて、これによつて法も生きてくるのだと思つて、九州の八幡は、活発なところですが、ここでは公民館の職員となるのが、楽々と書えられているのです。でありますから、理事者の認識と理解が大切となつてまいります。法の改正を支持して対外的な運動を盛上げるよい機会です。第一に人と施設が大切なことは申し上げるまでもありませんが、例えば町村合併の進捗にともなつて公民館のひき上げ運動等を行うことによつて、五割弱の公民館を水準にまで引き上げるなどよいチャンスであると思つて、

公ち良どん

因習打破はこして行われた

一公営結婚の歴史一

中頸城高土村 西 条 周 一



この二回三十二年九月八日小学校校董年間にて結婚儀式をやる取組にきつて結婚した。

当日は各部から多数の婦人会員が参集し、「これからこれでちば三十のうわげで庄園的な好評を得、努力の無駄でなかつた。当時ことを喜びあつた。

奉式前青年団では世論調査をやるなど着々と準備はききていた。その日の花嫁になった方はその後近村にさ本物の花嫁にゴールインされた。

三十二年一月十日小学校校董新新生活運動名も新生活運動推進協議会と名動持し結婚された、公民館長の保坂村長と結婚をとなえ、第一目標は公営結婚奉式推進、ま

婦人会すその手初めとして部落協議会をも、わが開き、推進協議会から一会場二名息子わがあて手分けて出席した。

娘たちの奉式の順序終費については一応の熱意には基準を示したが、部落にのみ事情ついに全もちがうので部落毎の中へ台を面的に協つて頂こうとするので、

力、同年に、事務委託、婦人会、青年団代表からなる部落推進委員会を設け

るようお願ひした。

一方奉式用具の最低線は用意しなければならぬので文教厚生委員と教育委員の合同会議を開催し趣旨を説明し、必要限度の用具の原簿一、二、記念署名簿一、給仕用衣類一、記念、紅白零四三月五日の第一回とさんと問

にあげることができた。

用具は次の通りである。

①、三至一。②、三祝台一。③、かんばん一。④、三がい組一。⑤、飯台掛布一。⑥、碓一。⑦、記念署名簿一。⑧、給仕用衣類一。⑨、紅白零四

して座談会を開いた。なごやかなうちに貴重な意見をたくさん聞くことができた。その後の実施に大に役立った。一方青年団では二回目の世論調査を実施し、披露宴の時間、費用、結婚、婚約等についての意見が回報に掲載され大きな反響をよんだ。

また推進協議会では第二回部落協議会を十四会場にわたって催した

寄付ありがとう

4月20日～8月10日

直江津より、行幸たより(真野町)なかに、下山西生り。(以上長岡市)

民館進歩計のしま(山中之島村)船尾新聞・公民館ニュース(山形県公連)

面表(直江津)広報(新潟)・黒姫公民館報・新なち(名立公)新生(入込津公)みず生活通信・潟東(潟東公)大積村公(広報)とお(飯尾市)広さわ(水沢)だより(二和村)きたじよ(山形県公連)坂村公(広報)ひろかみ(公)清川原村公民館報・広報(見附市)公民館だより(小田公)刈羽村公民館報・公民館だより(あゆみ(吉田公)報やひ(津川町)公民館・上越公民館)公民館だより(公)報(津川町)公民館・上越公民館)公民館だより(公)報(津川町)公民館・上越公民館)公民館だより(公)報(津川町)公民館・上越公民館)

新生活運動の一環としての公営結婚は単に一部落一村だけにとどまらず、一地区一地区に広がらなければならない。さいわい高土村も高田市津有地区も昨年からはじめた。指導をうけた板倉の普及率に負けないよう努力したいものである。

公民館活動のシロウトが、あが、現地を見、二度びっくりかまして、よくも「講師」した。こういっては大礼だが、経済的には必ずしも裕福とはいわうが、あれにも少し現場を見せたい。勉強をさせなければ、という思召しに、おもしろい。事実、新潟県の公民館活動は、ほんとうによい勉強をさせてもらうことができた。

新潟と佐渡をめぐって

もろろん、当事者の方々にしてみれば、まだまだ、ああもしたいところかもしれない。ところが、この間に新潟と佐渡をめぐって、いろいろな議論がなされた。内側へ内側へと掘りさげてゆこうとする態度がみえた。

これまで、よそで受けた内義では、外にむかって、自らの足下を顧みようとすることが、少なかつたように思う。

こういってからも、新潟県の公民館は、公民館をめぐるすべての人たちが好意をよせられて、いろいろな難案を解決して、未完成に近づけるには、このことをいっそう痛感したいと思う。

